

教育訓練給付制度

給付金

2026年4月1日現在

(特定一般教育訓練給付金について)

特定一般教育訓練給付金とは、働く人の主体的な能力開発を支援し、早期の再就職とキャリア形成の促進を図る雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者だった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講・修了した場合、ご本人が支払った入学金及び受講料の40%（上限20万円）がハローワークから支給されます。

※被保険者とは一般被保険者及び高齢被保険者をいいます。以下、同様です。



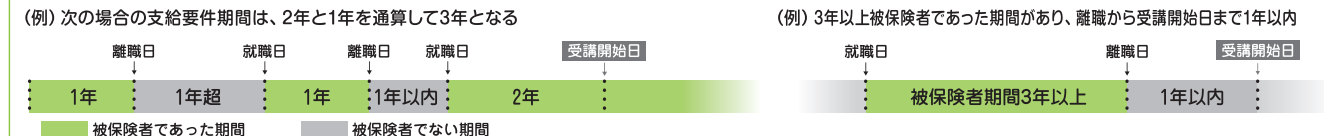
1 2 支給要件照会手続 任意 支給資格があるかどうか不明な場合は、ご本人の住所を管轄するハローワークにて支給資格の有無をご確認ください。

教育訓練給付金の支給対象者（支給資格者）は、次のイまたは口のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した方です。

イ. 雇用保険の被保険者（在職者）	教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が 3年以上 ※ある方
ロ. 雇用保険の被保険者であった方（離職者）	教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが 1年以内 （適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が 3年以上 ※ある方

※ 当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が1年以上あれば可

Point 被保険者期間3年以上とは…



※被保険者期間が途中で中断していて、その中断期間が1年を超える場合には、中断以前の被保険者期間は通算されません。

【ご注意ください】

過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その当時の受講開始日より前の被保険者期間は通算されません。新たに支給資格を得るためには、次のいずれにも該当する必要があります。

- 前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上ある。
- 前回の支給日から今回の受講開始日まで3年以上経過している。

3 4 支給資格確認申請等＜受講前の事前申請手続＞ 必須 (注意) 原則、受講開始日の2週間前までに手続が必要です。

受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングにおいてジョブ・カードの交付を受けた後、ハローワークで配布する「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金支給資格確認票」とジョブ・カード等必要書類をハローワークへご提出ください。

5 受講申込 「指定講座」であることを確認し、大原ホームページよりインターネットでのお申込みをご利用ください。インターネットでのお申込みができないコース・商品、ご利用いただけない割引につきましては郵送または受付窓口にて承ります。なお、ご本人確認のため、お申込みの際に身分証明書（運転免許証等）の確認を行なっております。インターネット申込みの場合は、お申込から2週間以内に「お申込み確認メール」に記載されているURLにて身分証明書をアップロードしてください。また、ハローワークから交付される「支給資格確認通知書」を身分証明書と一緒にURLへアップロードまたは各校へご提示ください。郵送申込みの場合は、支給資格確認通知書のコピーをご郵送ください。

6 受講開始＜修了要件＞ **通学講座** 全授業回数の**80%以上**の出席及び受講期間内に実施される定例試験等において**60%以上**の得点が必要です。

通信講座 全添削対象問題の**80%以上**のご提出及び修了試験において**60%以上**の得点が必要です。

※出席及び提出物の管理はお客様ご自身で行なっていただきます。

7 支給申請書類送付＜受講修了＞ 修了要件を全て満たした方には受講修了後、1週間以内に給付金の支給申請に必要な書類を郵送いたします。この期間に届かない場合はお問合わせください。

8 支給申請手続 当校から郵送されてきた支給申請書類等の必要書類を、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内にご本人の住所を管轄するハローワークに提出し、給付金の支給申請手続を行なってください。

9 決定通知＜給付金支給＞ 受講のために受講者本人が支払った入学金及び受講料の**40%相当額**（上限20万円）が支給されます。
※受講修了後、受講した特定一般教育訓練が目標としている資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合は、支払った入学金及び受講料の10%相当額（年間上限5万円）が追加支給されます。（2024年10月1日以降に受講開始した方について適用）

社会福祉士受験対策講座 特定一般教育訓練指定コース

指定施設名	指定講座番号	講座名	課程・教室	受講期間	開始日～修了日
大原通信教育本部	1320123-2010013-1	社会福祉士合格コース Web通信	通信課程	5ヵ月	P28をご確認ください
資格の大原	1320002-2310013-3	社会福祉士合格コース Webライブ	通学課程	5ヵ月	2026年9月6日～2027年1月12日
大原医療福祉専門学校	0120066-2010013-2	社会福祉士合格コース	教室通学 (札幌)	4ヵ月	2026年9月13日～2027年1月12日
大原医療秘書福祉保育専門学校	1320899-2010013-5	社会福祉士合格コース	教室通学 (東京水道橋)	5ヵ月	2026年9月6日～2027年1月12日
大原医療福祉製菓専門学校梅田校	2720584-2010013-7	社会福祉士合格コース	教室通学 (梅田)	5ヵ月	2026年9月6日～2027年1月12日
福岡保育子ども医療福祉専門学校(福岡校)	4020254-2010013-2	社会福祉士合格コース	教室通学 (福岡)	4ヵ月	2026年9月6日～2027年1月11日

※厚生労働省の指定基準の見直し等により、指定コース等が変更される可能性があります。

適用コース・手続き方法についてのお問合せ
各校において指定コースが異なります

【東京水道橋校給付金課】 ☎03-3237-8067
各受講希望校受付

(20260401)

2027年合格目標
受験対策

■社会福祉士合格コース Web通信

受講開始予定日・修了予定日一覧

大原への申込日	第1回 教材発送日	受講開始予定日	受講修了予定日
2026年8月27日(木)迄	9月1日(火)	9月1日(火)	1月31日(日)
8月28日(金)	9月2日(水)	9月2日(水)	2月1日(月)
8月29日(土)	9月3日(木)	9月3日(木)	2月2日(火)
8月30日(日)			
8月31日(月)	9月4日(金)	9月4日(金)	2月3日(水)
9月1日(火)	9月5日(土)	9月5日(土)	2月4日(木)
9月2日(水)	9月7日(月)	9月7日(月)	2月6日(土)
9月3日(木)	9月8日(火)	9月8日(火)	2月7日(日)
9月4日(金)	9月9日(水)	9月9日(水)	2月8日(月)
9月5日(土)	9月10日(木)	9月10日(木)	2月9日(火)
9月6日(日)			
9月7日(月)	9月11日(金)	9月11日(金)	2月10日(水)

9月8日(火)以降のお申込みにつきましては、特定一般教育訓練給付金制度はご利用になれません。
ハローワークへの受講前の手続きに関しましては、受講開始日の2週間前迄に行なってください。

なお、受講開始日は、お申込みされる講座の「第1回 教材発送日」となります。

大原への申込日については、以下をご参照ください。

- a. インターネット申込みの場合
インターネット上で必要事項の入力が完了し、かつ、カード決済が完了しているか、もしくはコンビニまたは当校指定の銀行口座に入金が完了しているもの。または、教育ローンの分割利用の承認がされたもの。
- b. 各校窓口申込みの場合
受講料をお支払いいただき手続きが完了したものの。

※教育ローンご利用の場合、または、お申込み手続きに不備等があった場合には、第1回教材発送日が遅れる場合がございますので、ご了承ください。

■社会福祉士合格コース Webライブ・教室通学

受講開始日・修了日はP27をご確認ください。

受講開始日以降のお申込みにつきましては、特定一般教育訓練給付金制度はご利用になれません。
受講開始日前日までに、大原でのお申込み手続きを完了してください。
なお、ハローワークへの受講前の手続きに関しましては、受講開始日の2週間前迄に行なってください。